

本計画期間中に実施する取組の進捗状況

基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」

近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。

そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。

進捗状況

◇包括的な支援体制検討会議の設置

包括的な支援体制の構築を目指し、埼玉県が実施する市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業を活用し別添資料のとおり2回のアドバイスを頂きました。

また、庁内の福祉に関する相談・支援実施課・所の実務者による担当者会議を2回行った。

上記全4回の会議における検討の結果、下記のとおり包括的な支援体制検討会議並びに包括的な支援体制の整備に関する専門的事項を調査させるため、専門部会を置くこととしました。

【包括的な支援体制検討会議】

所掌事務

- (1) 包括的な支援体制における基本方針の作成に関すること。
- (2) 包括的な相談支援体制の整備に関すること。
- (3) その他、検討会議が必要と認めた事項。

包括的な支援体制検討会議の構成員

福祉総務課長	子ども総務課長
生活福祉1課長	子ども育成課長
生活福祉2課長	子育て相談課長
長寿支援課長	保健所疾病対策課長
介護保険課長	保健所地域保健センター長
障害福祉課長	政策審議員（福祉保健担当）
行政管理課長	

【包括的な支援体制検討会議専門部会】

所掌事務

- (1) 包括的な支援体制で行う業務内容の整理
- (2) 設置場所
- (3) 設置形態
- (4) 運営主体 など

包括的な支援体制検討会議専門部会の構成員

所属		選出方法
福祉部	福祉総務課	各課に所属する者のうち、部から推薦された者。 (相談・支援等に関する業務に携わる係の係長の職にある者及び同業務の主たる実務者)
	生活福祉1・2課	
	長寿支援課	
	介護保険課	
	障害福祉課	
子ども部	子ども育成課	
	子育て相談課	
保健部	保健所疾病対策課	
	保健所地域保健センター	
関係機関	川口市社会福祉協議会	
	川口市社会福祉事業団	相談・支援等に関する業務に携わる者

今後のスケジュール

- 令和2年度 ○検討会議及び専門部会の設置
- ・ 検討会議、専門部会の開催
 - ・ 関係団体へのヒアリングの実施
 - ・ 整備案（骨子）の作成
- 令和3年度 ○支援体制の整備に必要な組織改正や予算等について具体的な検討を行う。
- ・ 整備案（確定）の作成
 - ・ 組織改正要望
 - ・ 予算要求
- 令和4年度 ○包括的な支援体制の構築

取組方針	(2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。

民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成28年12月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成29年10月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員のPRを行いました。これらを受け、平成30年11月時点の現員数は、平成28年12月と比較し、1%向上しています。

また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。

進捗状況

民生委員・児童委員については、令和元年12月の一斉改選によって588名が委嘱され、平成28年12月の一斉改選時と比較して5名の減となった。

欠員補充については、欠員のある町会・自治会に対し、継続して候補者の選出及び推薦を依頼しており、一斉改選後、令和2年4月までに5名が追加で委嘱された。しかしながら、体調不良等の理由により2名が退任したため、充足率の大幅な向上には至っていない。

また、民生委員・児童委員の負担軽減を図る一つの手段として、令和元年12月から「民生委員協力員」制度を導入した。民生委員・児童委員1人につき、1人の協力員を設置することができる制度であり、開始と同時に30名の協力員が委嘱された。

今後、協力員制度の活用を推進することで民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、将来的な民生委員・児童委員候補者の育成及び充足率の向上につながることを期待している。

【民生委員・児童委員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	委員数
R 1. 12. 1	588		588
R 2. 2. 1	3		591
R 2. 4. 1	2	2	591

【民生委員協力員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	協力員数
R 1. 12. 1	30		30

取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	①地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。

市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。

進捗状況

◇福祉避難所及び民間福祉施設との福祉避難所訓練の実施

令和元年11月3日（日）川口市総合防災訓練にあわせ公設施設の福祉避難所である戸塚児童センターあすばる及び民間協定締結施設である特別養護老人ホーム「親光」において福祉避難所の開設・運営訓練を行った。

訓練内容は避難者の移送・受入れ訓練、福祉避難所開設・運営訓練、物資の受入れ訓練等で、各訓練では、災害時における物資輸送協力を締結した事業者及び車両輸送協力を締結した事業者の協力のもと実施し、より実災害に近い訓練となるよう、事業者の施設到着時刻や物資の数及び内容等を明らかにせず訓練を行った。

また、当該訓練に参加した職員、民間事業者からの意見を徴収し、現在、福祉避難所運営マニュアルの見直し作業を行っている。



◇福祉避難所備蓄物資の充実

新たにダンボールベッドを配備（150個）



取組方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動	
個別方針	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」	
<p>都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。</p> <p>一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や宅配事業者等と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。</p>		
進捗状況		
<p>郵便物や新聞等がポストに溜まっているなど、協定先である以下の事業者からの情報提供をもとに、市は関係機関と連携して安否確認を行い、高齢者等の異変や病変についての早期発見に努めている。</p>		
◇民間法人等協定締結一覧		
協定名	協定先	協定日
川口市新聞配達見守り協定 (5者による協定)	埼玉県新聞販売組合南部地区第一実行委員会店主会 埼玉県新聞販売組合南部地区第五実行委員会店主会 川口市 川口警察署 武南警察署	H24. 5. 29
川口市における見守り活動に関する協定	生活協同組合コープみらい	H27. 12. 14
	医療生協さいたま生活協同組合	H28. 10. 13
	生活協同組合パルシステム	
	埼玉県宅地建物取引業協会川口支部	H29. 7. 11
	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	
全日本不動産協会埼玉県本部県中央支部	H31. 3. 19	
川口市と川口市内郵便局との包括連携に関する協定	川口郵便局 川口仲町郵便局	H29. 4. 25
川口市における高齢者及び子ども等の見守り活動に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	H29. 11. 16
地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	H30. 8. 8

基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」

判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。

一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

また、市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。

進捗状況

◇法人後見支援員（市民後見人候補者養成研修修了者のうち活動を希望する人数）

年度	H28 以前	H29	H30	R1 (3/1 現在)
人数	12	9	4	0

◇市民後見人の養成（家裁認定者数）

年度	H28	H29	H30	R1 (3/1 現在)
人数	3	1	2	2

◇市長申立て（件数）

年度	H28	H29	H30	R1 (3/1 現在)
申立て件数	35	50	79	52

◇成年後見人等報酬助成金（助成件数）

年度	H28	H29	H30	R1 (3/1 現在)
助成件数	50	55	65	76

会議名 (仮称)福祉相談支援窓口検討会議の設置に向けた担当者会議 **日付** 2019/12/12

出席者 生活福祉 1 課.2 課: 小山課長補佐、栗生澤課長補佐、関口主査、北林主事
長寿支援課: 石川係長、鴨川主査 介護保険課: 山脇主査
障害福祉課: 市村係長、小川主任 子ども育成課: 高橋係長
子育て相談課: 今井係長、林主任 地域保健センター: 下形主査

本日の目的
担当者会議の開催趣旨について(背景、会議の役割等)
各相談業務における課題や困難ケースについての情報共有

議題 1: 担当者会議の趣旨

要 旨

- 複合的、分野横断的な課題に対する包括的な支援体制の整備が求められている背景について、社会福祉法の改正内容と第2期川口市地域福祉計画後期における本取組みの位置づけ等について説明。
- (仮称)福祉相談支援窓口検討会議の設置にあたり、日頃支援業務に携わっている皆様に現在の相談窓口の現状を共有していただきつつ、縦割りではなく、組織として横串の通った支援が出来るような体制づくりのために、知恵を拝借したい。
- 神奈川県藤沢市など先進市の取組み事例を紹介する。

議題2: (仮称)福祉相談支援窓口検討会議の設置について(意見交換)

要 旨 ➢ 各相談業務における課題や困難ケースについてヒアリングを行う。

アイデア/論点

対対象者、事所管事業等(箇所数)、連連携している機関、課課題や困難ケース
.....

【生福】対経済的に困窮されている方。事福祉事務所、生活自立サポートセンター(2)、連福祉部、保健部、理財部等課必要と思われる支援に関するチラシなどの啓発資料を本人に渡し、自己判断に委ねている。仕事がないと保護となりやすい。

【長寿】対高齢者、事地域包括支援センター(20)、連保健所疾病対策課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課課高齢者虐待案件で、虐待者が障害を持つ子であるようなケースへの対応が課題で、子への対応として、保健所疾病対策課との連携が重要となっている。

【介護】対介護保険利用者、事なし、連医療機関、生活福祉課、長寿支援課、障害福祉課、課他課や他機関の支援内容など全てを把握できていない。

【障害】対障害者、事障害者相談支援センター(10)、連地域の相談員、包括、生活福祉課、子育て相談課、介護保険課、保健センター、保健所、児童相談所課本人が認定や支援を拒否してしまうケース。

【子育て】対ひとり親、子ども、事子育て支援センター(7)、連生活福祉課、子育て相談課、ハローワーク、課課題

【子相】対子ども、保護者、事家庭児童相談室(1)、子ども家庭相談室(3)、連生活福祉課、包括、介護保険課、障害福祉課、子ども育成課、保育入所課、保育園、学校、協働推進課、保健センター、児童相談所、水道局、警察課他課や他機関の支援内容など全てを把握することは難しい。外国人など言語の問題。

【保セ】対全世代、全対象、事子育て世代包括支援センター(5)、連全相談機関、課本人は必要性を感じておらず周りが困っている方、居住実態だけがある方、外国人など言語の問題。『強みとしては家庭に入りやすい存在である。』

結 論	<p>相談業務において、単独の機関では対応することが難しいケースは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援側が他課や他機関の支援内容を把握しきれない ➤ 言語の問題 ➤ 支援が必要と思われるも本人が拒否される ➤ 他課からの支援状況が把握できない ➤ 支援側も他の支援者となり得る機関等が不明 <p>加えて、各課においても相談業務を業務委託しているなど支援者も多様である。現状、各相談機関が全ての支援内容や機関等を把握し、適切に案内が出来る状態ではない。</p> <p>一方言語の問題については、協働推進課による「テレビ電話等多言語通訳端末」の配置や、携帯電話等の翻訳機能の使用など、今後改善が望まれるものもあった。</p> <p>以上のことから、以下の必要性を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 他課(機関)が行う支援や行政サービスの可視化・共有化 ➤ 複数の課にまたがって支援が行われる際に主体的に支援をコーディネートする人又は組織 ➤ 行政だけではなく多様な支援機関や支援者との連携 ➤ 支援を必要とする方を早期把握等するためのアウトリーチ ➤ 個々の支援に関する協議や検討の場とチーム編成
----------------	--

議題3:その他について

要 旨	<p>12月25日に埼玉県のアドバイザーが来庁する。年明け第2回担当者会議を開催し、(仮称)福祉相談支援窓口検討会議の設置に向け構成員等をはじめとする要綱内容について意見聴取を行う。</p>
----------------	---

実行項目	担当者	期日
12/25 アドバイザー来庁時の出席依頼(各部1名程度)	福祉総務課:板橋	12/20

会議名	埼玉県アドバイザー派遣#2:(仮称)福祉相談支援窓口検討会議 の設置に向けた担当者会議の情報共有及びアドバイス	日付	2019/12/25
出席者	生活福祉1課:長谷川主任、子育て相談課:今井係長、疾病対策課:飯盛補佐、佐野主任 埼玉県福祉政策課:中居主査、澤田主事 埼玉県アドバイザー:秋山氏、印南氏		

本日の目的

庁内担当者会議の進捗報告及び検討内容の共有

(仮称)福祉相談支援窓口設置における各相談業務との連携についての情報共有

話題1:出席者の自己紹介

要旨	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 秋山アドバイザー:特定非営利活動法人日本地域福祉研究所の理事4年目、以前は世田谷区職員 ➤ 印南アドバイザー:埼玉県社会福祉協議会生活支援課長、市町村の自立支援の委託にて ➤ 埼玉県福祉政策課中居主査:市町村地域福祉計画などを担当 ➤ 子育て相談課今井係長:虐待関係、子育て相談全般を担当 ➤ 福祉総務課小林係長:地域福祉計画等担当 ➤ 疾病対策課佐野主任:精神保健福祉士として23条の相談業務を行っている。 ➤ 疾病対策課飯盛補佐:保健師長として精神ひきこもり等相談業務を行っている。 ➤ 埼玉県福祉政策課澤田主事:アドバイザー派遣事業、補助金、地域福祉計画等担当 ➤ 生活福祉課長谷川主任:生活困窮者の就労支援 ➤ 福祉総務課板橋主査:当事業担当
-----------	--

話題2:(仮称)福祉相談支援窓口検討会議を設置するにあたり庁内で気をつけるべきものについて

要旨	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在は川口市社会福祉審議会にて本取組みにかかる進捗報告を行っている。今後計画を進めるにあたり調整が必要な部署や機関等についてご意見を伺いたい。
アイデア/論点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議会、特別委員会にはもちろん、三師会等へも丁寧に話を持っていき必要性を理解してもらう。 ➤ 議会特別委員会における視察のテーマとして本案件を提案している。 ➤ 相談者側から見てたらいまわしにならなければ良いので、必ずしも窓口の設置に固執せずともよい。既存の相談業務の実務者へ意識付けで足る場合もある。社会福祉協議会と一体で行うことがよい。また、事業開始後に年々予算が減っていくことの無い様に注意されたい。現在実施している各種相談業務との住み分けが重要。 ➤ 当該相談窓口向けに各課の補助メニューなどマニュアル等を作成しがちであるが、既に公開している市民向けのパンフレット程度のものを共有するだけで充分である。 ➤ それより事例検討のほうが有効であり、定期的な検討会議を年3回程度開催したほうが良い。 ➤ 支援者の相談にアドバイスができるような指導者による事例を使った研修が有効と考える。 ➤ 何でも相談できるといった事が市民へ見える化していくことが成功に繋がる。

- 民生委員や議会事務局へ事例を発表できるような機会は重要である。
- 見える化により市民の意識改革にも繋がる。
- ひきこもりについては現在ひきこもっているのは何がしかの疾病によるものとして疾病対策課が対応しているものの、生活福祉課や各課でも様々な相談の場面で増えてきている。
- ひきこもりという状態が病気によるものであるのかそうでないかの判断は専門知識を要し、安易な事ではない。
- 支援者の相談に乗れる人のスキルアップが必要だ。
- 個人情報の取扱いはどうなるか。庁内のみならず社会福祉協議会や民生委員などどこまで共有できるか
- 支援者会議の要綱やガイドラインが必要ではないか。
- 支援者同士の顔が見えるということが大切。
- ふじみ野市では見える化を主軸に、CSWである社協職員を入れた顔の見える会議を設置した。
- 盛岡市では包括職員を兼務として支援員としている。

結 論

- 支援者同士が出会い学び合うことが出来るプラットフォーム機能を普及させていくことが必要である。
- 本事業での支援対象者は、本人・世帯の属性を問わず全ての地域住民とする。
- 1人では相談支援機関へたどり着くことが出来ない事例も多く、支援機関を繋げる調整機関も必要もある。
- 相談支援に関わる関係者が広く参加できる研修等を通じ、互いの業務の理解を進めることや情報交換等が出来る関係性を構築するなど幅広いネットワークの構築が求められる。
- 事業の効果を数値で示すことが難しいため、対応事例を積み上げ整理することで、事業の成果を分かりやすく説明できるようにしておくこと。
- 既存の属性別会議体の中で☆印の3会議体は守秘義務が課されているので活用は可能である。
 ☆支援会議、支援調整会議(生活福祉課) ☆地域ケア会議(長寿支援課)
 ・(自立支援)協議会(障害福祉課) ☆要保護児童対策地域協議会(子育て相談課) ・自殺対策に関する連絡協議会(保健部)

議題3:その他について

要 旨

今回のアドバイスを受け1月下旬に第2回担当者会議を開催し、(仮称)福祉相談支援窓口検討会議の設置に向け構成員等をはじめとする要綱内容について意見聴取を行う。

実行項目	担当者	期日
要綱修正	福祉総務課:板橋	1/20

会議名	(仮称)福祉相談支援窓口検討会議の設置に向けた担当者会議	日付	2020/1/29
出席者	生活福祉1課・2課:栗生澤課長補佐、関口主査、長谷川主任 長寿支援課:石川係長、酒井係長、鴨川主査 介護保険課:飯盛課長補佐、山脇主査 障害福祉課:市村係長、清野主任 子ども育成課:高橋係長、白崎主査 疾病対策課:佐野主任 地域保健センター:下形主査		

本日の目的

- 第1回担当者会議及び埼玉県アドバイザーとの打合せ結果、埼玉県主催研修会についての報告
- 包括的な支援の必要性の共有
- 包括的な支援体制検討会議の設置に向けた意見交換

議題1:第1回担当者会議検討結果について

要旨	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 担当者会議の開催趣旨(背景、会議の役割等)および各相談業務における課題や困難ケースについての情報共有を目的とした第1回担当者会議での意見交換等から導いた下記の必要性について説明。 <ul style="list-style-type: none"> ・他課(機関)が行う支援や行政サービスの可視化・共有化 ・複数の課にまたがって支援が行われる際に主体的に支援をコーディネートする人又は組織 ・行政だけではない多様な支援機関や支援者との連携 ・支援を必要とする方を早期把握等するためのアウトリーチ ・個々の支援に関する協議や検討の場とチーム編成
-----------	---

議題2:埼玉県アドバイザーとの打合せ結果について

要旨	<p>第1回担当者会議の進捗報告及び検討内容の共有と(仮称)福祉相談支援窓口設置における各相談業務との連携についての情報共有を目的とした埼玉県アドバイザーとの打合せにおいて、庁内で進める際の注意事項を下記のとおり報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援者同士が出会い学び合うことが出来るプラットフォーム機能を普及させていくことが必要である。 ➤ 本事業での支援対象者は、本人・世帯の属性を問わず全ての地域住民とする。 ➤ 1人では相談支援機関へたどり着くことが出来ない事例も多く、支援機関を繋げる調整機関も必要もある。 ➤ 相談支援に関わる関係者が広く参加できる研修等を通じ、互いの業務の理解を進めることや情報交換等が出来る関係性を構築するなど幅広いネットワークの構築が求められる。 ➤ 事業の効果を数値で示すことが難しいため、対応事例を積み上げ整理することで、事業の成果を分かりやすく説明できるようにしておくこと。 ➤ 既存の属性別会議体の中で☆印の3会議体は守秘義務が課されているので活用は可能である。 ➤ 支援会議、支援調整会議(生活福祉課)☆地域ケア会議(長寿支援課)(自立支援)協議会(障害福祉課) ☆要保護児童対策地域協議会(子育て相談課)自殺対策に関する連絡協議会(保健部) <p>併せて、埼玉県主催「令和元年度包括支援体制における相談対応能力向上研修会」での要点を下記のとおり報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の相談支援体制の機能を高めるためには、各支援員の育成が必要
-----------	---

	<p>制度横断的な知識を有する（どの課が何を出来るか知ってる。） アセスメントの力（絡まりあった毛糸玉のような課題や問題をほぐすこと） 支援計画の策定・評価 関係者の連携・調整 資源開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援員は毛糸（課題）の色（種類）と本数（数）を明らかにする。 ➤ 支援者の相談相手や相談先が必要 ➤ 解き解した毛糸玉（複合課題）を各分野や機関につなぐ調整役が必要 ➤ （仮称）福祉相談支援窓口の機能 <ul style="list-style-type: none"> 情報の共有と整理 課題の整理と異なる視点からの気づき 支援の方向性や役割の共有 ➤ （仮称）福祉相談支援窓口に所属する相談支援包括化推進員の役割 <ul style="list-style-type: none"> 関連会議への出席 定例会の運営 主担当の決定 支援者の相談役
--	--

議題3：（仮称）福祉相談支援窓口検討会議設置要綱(案)について(意見交換)

要 旨	第1回担当者会議等での検討結果及び（仮称）福祉相談支援窓口検討会議の設置要綱(案)等について所属内での意見等の聴取。
アイデア/論点	<p>【生福】会議結果等については担当係で共有されている。</p> <p>【長寿】課長まで共有されている。また、包括受託法人からも必要な機能であるとの意見もある。一方相談支援を所管するもの同士の役割など住み分けも考える必要がある。</p> <p>【介護】担当から係長まで共有されている。</p> <p>【障害】課長、係長級にて共有されている。</p> <p>【子育て】課長、係長級にて共有されている。</p> <p>【疾病】担当から係長まで共有されている。</p> <p>【保セ】担当から係長まで共有されている。</p>
結 論	本会議での意見等を踏まえ要綱案等を訂正し、各課において意見聴取を行う。

実行項目	担当者	期日
1 要綱案等訂正	福祉総務課：板橋	2/1
2 会議録作成＋配布	福祉総務課：板橋	2/7
3 要綱等への庁内調査	福祉総務課：板橋	2/7

意見・質問書

ご意見・ご質問のご記入をお願いいたします。何もございませんでしたら「なし」とお願いいたします。

取組方針	(1)多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
【ご意見・ご質問】	
取組方針	(2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」
【ご意見・ご質問】	
取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	①地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」「民間福祉施設との避難協定の締結推進」
【ご意見・ご質問】	
取組方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
個別方針	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」
【ご意見・ご質問】	
取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」「成年後見制度利用支援事業の充実」
【ご意見・ご質問】	

ご署名
